平成二十七年五月二十六日 (火曜日) (未定稿) 午前十時開会

委員長 (丸川珠代君)

委員会を開会いたします。 委員の異動について御報告いたします ただいまから厚生労働

三君、西村まさみ君及び山田太郎君が選任されま 邦子君が委員を辞任され、その補欠として武見敬 昨日までに、高橋克法君、野田国義君及び行田

に関する件についてお諮りいたします 委員長 (丸川珠代君) 政府参考人の出席要求

ございませんか。 健康保険法等の一部を改正する法律案の審査のた 労働省保険局長唐澤剛君外五名を政府参考人とし め、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生 て出席を求め、その説明を聴取することに御異議 持続可能な医療保険制度を構築するための国民

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

よう決定いたします。 委員長 (丸川珠代君) 御異議ないと認め、 さ

正する法律案を議題とし、 度を構築するための国民健康保険法等の一部を改 に対する質疑を行います 委員長 (丸川珠代君) これより内閣総理大臣 持続可能な医療保険制

> がとうございます。確認の意味も含めまして、一 日はこの委員会に御出席をいただきまして、あり 質疑のある方は順次御発言願います。 総理におかれましては、 福岡資麿君 自由民主党の福岡資麿と申します。 充実審議のために、

今

問質問をさせていただきます。

進展し、医療費の増大が避けられないといった大 ができるという世界に誇るべき国民皆保険を実現 寿をもたらすものでございます。 我が国では保険 きな環境変化に直面している中で、この昭和三十 健康が守られてきました。 少子高齢化がますます してきておりまして、これまで多くの国民の命と 証一枚で誰もが安心して適切な医療を受けること いうふうに考えております。 いでいくことが今を生きる私たちの使命であると 六年に実現した国民皆保険制度を次世代に引き継 社会保障制度とは、国民の生活に安心、健康長

化を図ること、給付と負担のバランスの取れた持 度にとどまらない持続可能な社会保障制度の構築 予防、健康づくりを推進していくこと等に関する 続可能な制度とするため負担の公平化を図ること、 国民皆保険を支える重要な基盤である国保の安定 施策が盛り込まれているものと理解をしています。 さに持続可能な医療保険制度を構築する観点から、 この法案によります改革の意義と、医療保険制 そうした状況の中で今回の法案を見ますと、 ま

> 平化を図る、予防、健康づくりの促進により医療 少子高齢化が進展する中、給付と負担のバランス くものであります。 費適正化を推進するなど、必要な改革を進めてい 国保について財政運営の責任主体を都道府県とし の取れた持続可能な医療保険制度としていくため、 療への支援金や入院時の食事代について負担の公 た上で財政基盤の強化を図るほか、後期高齢者医 に向けた総理の決意をお伺いしたいと思います。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 今回の法案は

組んでいるところであります。 支援の充実など、社会保障の充実、安定化に取り きる年金制度の確立、医療や介護が必要になって 消費税率の引上げにより、将来にわたって安心で 制度をしっかりと次世代に引き渡していくため も地域で暮らせる仕組みの構築、子ども・子育て 世界に冠たる国民皆保険を始めとする社会保障

めてまいりたいと考えております。 重点化、効率化に取り組むなど、不断に改革を進 同時に、制度を持続可能なものとしていくため

うことができました。 福岡資麿君
ただいま総理から力強い決意を伺

ていくことが大切だというふうに考えておりまし バーされるという原則が今後もしっかりと守られ れども、必要な医療については保険でしっかりカ この委員会でもずっと議論してまいりましたけ

げていきたいと思います。というようなものを活用して保険収載の道につなと定期報告と、そして患者申出療養に関する会議に重要でございます。そのために、ロードマップのお薬が多いわけでございますけど、それは非常

うに思っております。
行田邦子君 先進医療の経済的な部分で重要な
行田邦子君 先進医療の経済的な部分で重要な
行田邦子君 先進医療の経済的な部分で重要な
行田邦子君
た進医療の経済的な部分で重要な
行田邦子君
た進医療の経済的な部分で重要な

とを申し上げておきたいと思います。とを申し上げておきたいと思います。と、この二つのことが何かごっちゃになっていまっているのではないかなというふうに思っていまと、この二つのことが何かごっちゃになってしまっときちんと整理をして、また議論を尽くしてから法案として出していただきたかったということを申し上げておきたいと思います。

るんです。これは私は賛成なんですけれども。 道府県化、これはやむを得ないと思っています。やり方に非常にまずい部分はあった と思いますけれども、それはやむを得ないと思っています。 と思いますけれども、それはやむを得ないと思っています。 と思いますけれども、この法案、本当にい 最後になりますけれども、この法案、本当にい

そのことを申し上げまして、私の質問を終わりまた、何だか分からないままで出されたのかなということに非常に私は疑問、問題を感じておりということに非常に私は疑問、問題を感じておりということに非常に対議をしたいろんなものを一つとを非常に抗議をしたいと思っておりまして、どうして、どうして法案で出されたのかなというにが非常に中途半端なまま、ごちゃごちゃっとし論が非常に中途半端なまま、ごちゃごちゃっとし

す。

でございます。 薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよ

させていただきたいと思っております。なってしまいますので、別の分野について質問を養をやってしまうと、患者申出療養しかやらなくをいるんですけれども、私、今日ここで患者申出療をが花咲いてきて

ます。この二つを計画して実行に移していくという、 ではり今回は県の負担というのがかなり過重なも を計画の中に設定することとなってきておりま でではり今回は県の負担というのがかなり過重なも を計画の中に設定することとなってきておりま を計画の中に設定することとなってきておりま を がはり今回は県の負担というのがかなり過重なも を とほど長沢先生からもございましたけれども、

御意見いただけないでしょうか。後サポートしていかれるおつもりなのか、まずは国は、県のシステム構築においてどのように今

は大変必要であると考えております。いただく上で、国において十分な支援を行うことすとか、あとまた医療費の適正化の役割を担っており、都道府県で、これは医療提供体制の整備で設し、新道府県で、これは医療提供体制の整備で

この三月には地域医療構想策定のためのガイドラ総合確保基金への財政支援を実施しているほか、地域医療構想につきましては、地域医療介護の

しております。
しております。
しております。
これを都道府県にお示しをしたところでごイン、これを都道府県にお示しをいうことに対しさいますので丸々八日ということになりますが、そいますので丸々八日ということになりますが、そいますので丸々八日ということになりますが、その研修を開催いたしまして、医療提供体制の現状と患者さんの医療状況の把握を始め、地域の医療体想の策定方法に精通していただくということに対しざいますし、また今後、都道府県の担当者に対しております。

す。

中度をめどに取りまとめてお示しをしてまいりまいて、今後、専門家の御意見も踏まえながら、今盛り込みました医療費の適正化基本方針につきまぶり医療費の目標を定める際の算定方法などをおして、医療費の適正計画につきましても、都道

に対する必要な支援を行ってまいります。して配布をすることなどを通じまして、都道府県何回も出ていますように、ナショナルデータベーのには、データセットについて、これ先ほどからまた、都道府県が医療費の分析、これを行うたまた、都道府県が医療費の分析、これを行うたまた。

と思うんですけれども、これこそやっぱり競争原です、研修をするからと、これ大変大切なことだ副大臣も、ガイドラインを出すからということ薬師寺みちよ君(ありがとうございます。

は、 できているのですね。 理を働かせていくべきだと思っているんですね。 理を働かせていくべきだと思っているんですね。 理を働かせていくべきだと思っているんですね。 理を働かせていくべきだと思っているんですね。 理を働かせていくべきだと思っているんですね。

だきたいと思っております。ですから、しっかりとこれから様々な研修の中ですから、しっかりというものも考えていたとととないがりを持たせていくとともに、そういったインセンティブというものをどんどんどん働かでましなは、最初は一律かもしれませんけれどできたいと思っております。

なのか、まず教えていただけますでしょうか。すけれども、どのような人材育成が取り組む予定についても御検討いただけていると考えておりま後、都道府県に必要になってくる人材というものだということが、私、実感をいたしています。今だということが、私、実感をいたしています。今

待をしているわけでありますが、医療費適正化を役割が大きくなる一方でございまして、我々も期国務大臣(塩崎恭久君) これからの都道府県、

もとても大事だと思うわけでございます。地域の保健課題を適切に反映した効果的な保健事地域の保健課題を適切に反映した効果的な保健事地域の保健課題を適切に反映した効果的な保健事推進するに当たって、市町村などの医療保険者が

こういう観点から、国においても、都道府県職員に対する研修、この実施を進めるとともに、都道府県職員や保健事業を実施する市町村職員に対することなどを通じてこの支援をしっかりやってすることなどを通じてこの支援をしっかりやっていきたいと思っておりますが、私も愛媛県の保健に対いさい。これからそういう中で適正化計画あるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというるいはビジョンを作る、なかなか大変だなというあるところでございます。

まず共通認識を持ちたいんですけれども、保健所す養成していかなければならないというところで、会医学に関わる医師というものはこれからますま会医学に関わる医師というものはこれからますま楽師寺みちよ君 ありがとうございました。

ただけますでしょうか。していないという認識でいいのか、まず教えていの資格のある行政職員というのが全国的にも充足の資格のある行政職員というのが全国的にも充足を例えば取ってみますと、四百九十ある保健所長

っしゃいますでしょうか、教えてください

していらっしゃいますでしょうか。がなかなか集まってこない理由というものを分析保健所長など社会医学、公衆衛生に携わる医師薬師寺みちよ君(ありがとうございます。

ます。 政府参考人 (新村和哉君) 保健所長など公衆 政府参考人 (新村和哉君) 保健所長など公衆 政府参考人 (新村和哉君) 保健所長など公衆 まます。

享労省は、公衆荀主医师確呆こ関する監重薬師寺みちよ君 ありがとつございます。

しゃいます。 この登録事業、成果が上がっていらについてということで、登録事業も行っていらっ厚労省は、公衆衛生医師確保に関する各種取組

政府参考人(新村和哉君) お答えいたします。 政府参考人(新村和哉君) お答えいたします。 この事業は、保健働省では、平成十六年度より公衆衛生医師確保推働省では、平成十六年度より公衆衛生医師確保推生登録事業を行っております。この事業は、保健がいますが、この事業を通じましてこれまで十六なび登録医師についての情報提供を行うものでご及び登録医師についての情報提供を行うものでご及び登録医師についての情報提供を行うものでごないますが、この事業を通じましてこれまで十六名の医師の地方自治体への就職が決まっていると名の医師の地方自治体への就職が決まっていると名の医師の地方自治体への就職が決まっているという、そういった実績でございます。

薬師寺みちよ君 やはりなかなか成果が上がってこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務てこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でこなくて、充足もできず、保健所長さえも兼務でしてがりますのが、やはり先ほどもございましたキでおりますのが、やはり先ほどもございます。こんなと問機能も強化しなさいということをしっかり考えて、公衆衛やリアパスということをしっかり考えて、公衆衛性に興味があるようなドクターを育成していくこと、これ肝腎な厚生労働省としての役割ではないと、これ肝腎な厚生労働省としての役割ではないをいる。

皆様方のお手元に配らせていただいております

見をいただけますでしょうか。 見をいただけますでしょうか。 見をいただけますでしょうか。 見をいただけますでしょうか。

の中にもないということでございます。 いますとおり、社会医学の領域の専門医につきまいます。そんな中で、基本領域の専門医というのは、これは相当ベースに本領域の専門医というのは、これは相当ベースに本領域の専門医というのは、これは相当ベースにありますとおり、社会医学の領域の専門医につきまいますということでございます。

書に基づきまして、これは専門医による自律性を五年の四月に取りまとめられました検討会の報告討が開始されているものと承知をしております。会医学領域の専門医の制度化に向けた具体的な検会医学系の学系の学会が中心となりまして、社

ます。やはりキャリアパスを明確にして、より良保していくということも肝腎だと私は考えておりっぱりこういったステップを踏んで更に人材を確院の研究をしていらっしゃったということで、やます。武見先生もハーバード大学の公衆衛生大学いうものを大変興味を持ったという経緯もござい

でございます。
の養成開始を目指して今準備を進めているところの養成開始を目指して今準備を進めているところのを成開始を目指して、平成二十九年度から日本専門医機構が専門医の認定などを統一的に行基盤といたしまして、昨年五月に設立されました

薬師寺みちよ君(ありがとうございます。て取り組んでまいりたいと考えております。うに関係学会と連携をいたしまして、一緒になっの専門医の制度が公衆衛生医師の確保に資するより生労働省といたしましては、社会医学の領域

理学という専門職大学院を卒業して、医療政策といかと思いますし、私も九州大学の医療経営・管生を学ぶということも可能でございます。ということは、学生からのニーズは少なくないんじゃないかと思いますし、私も九州大学の医療経営・管がと思いますし、私も九州大学の医療経営・管がと思います。ということは、学生からのニーズは少なくないんじゃない。現在、日本で公衆衛生大学院は九つございます。

り今回の患者申出療養につきましても専門医の役 旦 問質問をさせていただきたいんですけれども、 けれども、御意見いただけますでしょうか。 厚労省にも支援をしていただきたいと思うんです 後どのような検討を進めていくべきなのか、 は掲げられておりません。 がん専門医について今 が対象になるんだということになると、いや、 答弁にもございますように、じゃ、どういう疾患 割というのが大変重要になってくる。 先ほどから かし、ここの専門医の中でがん専門医というもの んだろうということが言われているんですね。 さらに、この専門医に関わりますことでもう一 がん研究センター に視察に伺った際に、やは 是非 が 先 L

おけでございます。 関わります専門医の育成、これ大変重要と考える確かでございます。御指摘のように、がん医療にしての横串を刺したようなものがないというのはりますが、この専門医と大分身近な病気ではございますが、この専門医と別大臣(永岡桂子君) 確かに、がんというと

推進することとされております。地域のがん医療を担う専門の医療従事者の育成を療に関わる専門医の在り方を整理するとともに、切に、関係学会の協働を促しまして、がんの診ました第二期のがん対策の推進基本計画におきまました第二期のがん対策の推進基本計画におきまました第二期のがん対策の推進基本計画におきまました。

こうした取組の結果、がん医療に関わります専

させていただきたいと思います。

ける努力をしていただきたいと私からはお願いを

く、多くの方々にこの分野について学んでいただ

の専門医を認定してきたところでございます。いんの薬物療法専門医を認定をいたしまして、そして日本緩和医療学会は百八名の専門医を認定をいたしまして、その大にしました。そして、日本医学放射線学会及びいたしました。そして、日本医学放射線腫瘍学会では千三十五名の方、これは、中国につきましては、平成二十七年四月現在、こ門医につきましては、平成二十七年四月現在、こ門医につきましてきたところでございます。

薬師寺みちよ君 ありがとうございます。 でおいまがある では、新たな専門医機構が専門の認定等を統一的に行いた日本専門医機構が専門の認定等を統一的に行いた日本専門医機構が専門の認定等を統一的に行いたとされておりまして、 専門医によります自律の報告書に基づきまして、 専門医によります自律の報告書に基づきまして、 専門医によります自律の報告書に基づきまして、 専門医の仕組みにつきましては、 また、新たな専門医の仕組みにつきましては、

ればというふうに考えております。ればというふうに考えております。しかし、国の施策として立ち上がったことはもちろん私としても関として立ち上がったことはもちろん私としても関として立ち上がったことはもちろん私としてもこの日本専門医機構というものがプロフェッシこの日本専門医機構というものがプロフェッシ

ての専門職がどこに配置をされているのかというをいたしましたら利用をしていく、それに当たっ皆様方がこのような患者申出療養制度、もし成立がん専門医にいたしましても、これから多くの

いと思います。割かと考えておりますので、よろしくお願いした供していくということも重要な厚労省としての役ような様々な情報を集約し、そして患者様方に提

ますけれども、果たしてくださっております。 いらっしゃいますように、本当に保健師の皆様方、いらっしゃいますように、本当に保健師の皆様方、これから、この制度だけではなく、ストレスチェこれから、この制度だけではなく、ストレスチェニーズが高まっていく職として保健師で、私も一緒にタッグを組みながらやっており割を、私も一緒にタッグを組みながらやっており割を、私も一緒にタッグを組みながらやっておりますが、このを削ら分後見重ななければようないと思います。

この役割も今後見直さなければならないと思いこの役割も今後見直さなければならないと思いこの役割も今後見直さなければならないと思いこの役割も今後見直さなければならないと思いこの役割も今後見直さなければならないと思い

の場というものも広げていくべきだというふうにいらっしゃるんでしたら、保健師の皆様方の活躍すけれども、せっかく免許を持って資格を持ってともっと多くの医師にも活躍していただきたいでともっと多くの医師にも活躍していただきたいでですから、今回、医師というものは、まだ医師ですから、今回、医師というものは、まだ医師

ざいますでしょうか、教えてください。様方の活躍を推進していただくような御予定はご私は考えておりますけれども、今後、保健師の皆

副大臣 (永岡桂子君) 先生おっしゃいますと 副大臣 (永岡桂子君) 先生おっしゃいますと を応援するということで、大変重要なものであ とを応援するということで、大変重要なものであ とを応援するということで、大変重要なものであ とを応援するということで、大変重要なものであるというふうに考えております。

けでございます。 そのために、地域におきます保健活動の更なる その部署への保健師の配置を明記するなど、保健 における保健師の保健活動に関する指針、これを を進めることですとか、また保健師の保健活動の を進めることですとか、また保健師の保健活動の 総合調整などを行う部署を明確に位置付けまして、 その部署への保健師の配置を明記するなど、保健 行っございます。

化の予防ですとか、あとは地域連携などについて、健康診査後の保健指導、それから慢性疾患の重症また、病院におきましては、人間ドックやまた

保健師さんが一翼を担っているということになり保健師さんが一翼を担っているということになりは、医師、保健師などを実施者として規定していたが、医師、保健師などを実施者として規定していたが、といく、保健師などを実施者として規定していたが、のは、といく、保健師などを実施者として規定しているわけでございます。

えております。図るために、必要な支援を行ってまいりたいと考以るために、必要な支援を行ってまいりたいと考ような保健師さんによる保健活動の円滑な実施を厚生労働省といたしましては、今後とも、この

- 71 -

になってしまうと思います。 時間もございませんので、これ多分最後の質問

は、今回、都道府県化という言葉、その中で、

問させていただきたいと思います。いうふうに感じておりました。その点について質この間には大きなギャップがあるんじゃないかと都道府県単位というものと都道府県保険者という、

現在の市町村国保も当初は国保組合が保険者で現在の市町村国保も当初は国保組合が保険者でいた。行政というものは、いわゆるレフに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データのに、電子化されたレセプトデータや健診データののもが当たっていかなければならない。

今回都道府県が国保の財政運営にも責任を負うということを申し上げているわけでございますが、世域医療構想をつくる、それから、病床の機能分ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけでございますが、ということを申し上げているわけではこれは限界がある役所ではこそうした場合、一般行政機関である役所ではこそうした場合、一般行政機関である役所ではこそうした場合、一般行政機関である役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある役所ではこれは限界がある。

御指摘は、私も基本的には賛成でございます。とになると、単に、確かに自治体の職員だけではゃったように、保険者としての都道府県というこいうことになるわけでありまして、先生今おっし

特に、データをこれから分析をしながら、保健事業や予防、それも一次予防、二次予防、こういるならば、やはりそこに専門性というものがなければいけないし、リーダーシップも必要だというればいけないし、リーダーシップも必要だというかうに思いますし、なかなか被保険者全員あるいか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないか、そんなふうに私も思っているところでごないかが、一次を含めた研修、説明会を充実したって、地方自治体職員に対するやはり保険者とは何かということを含めた研修、説明会を充実していかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ておりますけれども、これは国保改革後においてペイヤーとしてのですね、ということは行ってき処理を行うなど、いわゆる専門的な業務という、までも審査支払業務とか市町村が担う事務の共同ております国保連合会、ここもありますが、これ現在、市町村が都道府県単位で共同して設置し

でございます。とになるんだろうというふうに考えているところを積極的に支援することが期待をされるというこけて実施するなど、都道府県が担う専門的な役割も、都道府県が担う事務の一部について委託を受も、都道府県が担う事務の一部について委託を受

されているんだというふうに、是非そういう考え 制度にしていくためにも、今回大きく厚労省は試 財源も人間も地方が受け止められるというような は地方はこれ以上受けられない、受け止められな らない。権限だけ、制度だけ押し付けて、 だきますけれども、やはり地方分権の流れの中で て、私の質問とさせていただきます で臨んでいただきますようお願いを申し上げまし エルカムだよ、どんどんどんどんやっぱり権限も を進めていくというような制度、私は、地方もウ いという体制になりかねません。ここから第一歩 ば、権限も財源も人間も移譲していかなければな これは大きなトライアルだと私は考えております。 人間というものは国が抱え込んでしまう、 これで やはり、地方分権というふうに考えるのであれ 時間が参りましたので、質問を終わらせていた 薬師寺みちよ君 ありがとうございました。 財源、

うのをなぜ設ける必要があるのか、全く分かりま評価療養のほかに、いわゆる患者申出療養とい福島みずほ君(社民党の福島みずほです。

せん

条文に基づいて質問いたします。

があります。ここに「高度の医療技術を用いた療 養」とありますが、定義を教えてください。 出制度をやる、六十三条二項四号に患者申出療養 健康保険法の改正法案における今回この患者申

規定はしていないわけでございます。これは医学 は、これはもう医学的に決まるものでございます の常識に従って決まっているということでござい ので、法律的に高度な医療とはこれというふうに 政府参考人 (唐澤剛君) 高度な医療について

うことですね 福島みずほ君 これは先進医療に限らないとい

政府参考人 (唐澤剛君)

はい。

必ずしも先進

く可能性がありますね。どうですか 医療に狭く限らないということでございます。 入るということですか。これ、無限に拡大してい た療養」とあるので、がんの緩和や様々なものが 福島みずほ君 条文は「高度の医療技術を用い

されていないということは、医療の内容につきま が、やはり先進医療で今取り組まれているものと して、それは先生の御指摘のとおりでございます れている分野というものもございますので、それ いうのは、一定の範囲というのは実際には研究さ 政府参考人 (唐澤剛君) 範囲が具体的に限定

> ってくるのではないかというふうに考えていると はそういう実際の研究の実情を反映した結果にな ころでございます

ゃないですか。それはさっきお認めになられまし 医療技術を用いた療養というのはかなり広範囲じ 技術を用いた療養には先進医療に限りませんねと たね。どこで限定するんですか。 言ったら、はいそうですと答えましたね。 高度の 福島みずほ君 答弁が支離滅裂で、高度の医療

ます。 れませんので、これは医学的に学会で決まってい うふうにおっしゃったので、そのとおりだと思い したがって、線は引いていないわけでございます。 くと、事実上ですね、というものでございます。 域が高度という、そういうような定義はそれはさ のを、これこれと、この領域とこの領域とこの領 福島みずほ君 先ほど先進医療に限らないとい 政府参考人(唐澤剛君) 高度な医療というも

価療養と四号の患者申出制度の高度の医療技術 同じものですか、違うものですか。 の医療技術を用いた療養」とあります。三号の評 三号が評価療養の規定ですが、ここにも「高度

としては同じものであると考えております。 政府参考人 (唐澤剛君) これは、法律の表現

養のほかに今回患者申出療養を設けるんでしょう 福島みずほ君 同じものであれば、なぜ評価療

先日質問したら、三点、患者の申出が起点、

組み、三点答弁がありました。 速に審査を行う、身近な医療機関で受けられる仕

の患者申出療養制度に該当しないということでよ ろしいですね。 す。患者が申し出ないで医者が先に言ったら、こ ようとする者の申出に基づき、」と条文にありま 条文六十三条二項四号には、「当該療養を受け

得をしたかということでございます。 ということよりも、患者さんがきちんと理解と納 も御議論がございましたけれども、物理的な順番 政府参考人 (唐澤剛君) これは、 先ほどから

出していただいているものもありますでしょうし、 がんセンターで先日御覧いただいたように、あら そうでないものもあろうと思います。 かじめこういうことが考えられますということを それで、もちろん患者申出療養制度について、

いません。 政府参考人 (唐澤剛君) 福島みずほ君 条文に反するじゃないですか。 条文に反するとは思

けようとする者の申出に基づき、」と書いてあり ますよ。反するじゃないですか。 福島みずほ君 だって、条文に「当該療養を受

さんの申出書というのを添付していただくわけで 政府参考人 (唐澤剛君) これは、 当然、 か。

讯

す。申出がなければできません。ういう意味で、当然、申出に基づいているわけですから、それが申出のきちんと証明ですから、そ

さんと話をしながら決めることだってあるでしょ体どこが違うんですか。 結局、患者さんはお医者での患者申出制度じゃないですよ。 評価療養と一での患者申出制度じゃないですよ。 評価療養と一

でも、結局、これずるいんですよ。患者が申し出たということを錦の御旗にしながら、条文にも出たということを錦の御旗にしながら、条文にも出がメルクマールの大きな一つでしょう。でも、実際は医者がサジェスチョンするかもしれないし、実際は医者がサジェスチョンするかもしれないし、実際は医者がサジェスチョンするかもしれないし、実際は医者がサジェスチョンするかもしれないし、実際は医者がサジェスチョンするかもしれないし、実際は医者がサジェスチョンするが申し出ましたと。でも、そんなの意味ないですよ。患者が申しっても、結局、これずるいんですよ。患者が申しっても、結局、これずるいんですよ。患者が申しっても、結局、これずるいんですよ。患者が申しっても、

が重要だと思います。 思いというものを大切にするかどうかということ論ございましたけれども、やはり患者さんの申出、政府参考人 (唐澤剛君) これは、何度も御議

やっぱり患者さんが医療の実情について全部知ないので、ちょっと申し訳ございません。り)ちょっと聞いてください。一行しか答えられそれからもう一つ、これは.....(発言する者あ

わけでございます。 をしていただきたいということを申し上げている だいている先生にも御相談をしていただいて支援 だいている先生にも御相談をしていただいて支援 だいている先生にも御相談をしていただいて支援 でいる先生だけではなくて、ふだんから診ていた というか高度な医療を担当し っているわけじゃありませんから、当然、お医者

し、条文にも合っていませんよ。 福島みずほ君 いや、答弁がめちゃくちゃです

言われるから名前変えただけなんですよ。のない人は選択できない、混合診療じゃないかと選択療養というと、お金持ちは選択できる、お金のない人はよう。結局、これって選択療養を、っているでしょう。結局、これって選択療養を、

文、何の意味があるんですか。
も、患者の申出がなくたっていいといったら、条条文には患者の申出に基づきと書いてあるけれど

政府参考人(唐澤剛君) これは、元々の保険がないですね。どこに書いてあります。という言葉がありますが、条文に一切そういうの次に、保険収載へのロードマップとか保険収載

方針として保険収載を目指すということでございいるわけでございますし、当然、これは私どものまして、それで、評価療養は保険収載を目指して外併用療養制度の枠内でやっているわけでござい政府参考人(唐澤剛君) これは、元々の保険

ます。

て条文はありませんが、いかがですか。に検討を加え、」としかありません。 六週間なん六週間ということがありますが、条文は「速やか六週間ということがありますが、条文は「速やか

収載につながるんですか。どうしてこれが保険いが落ちるじゃないですか。どうしてこれが保険いいかどうかということで、評価療養よりもランや、先ほどもありましたが、評価やデータとしてや、先ほどもありましたが、評価やデータとしてか落ちるじゃないですか、むしろ、身近のが落ちるじゃないですか。どうしては私としているが高んですか。

うに、先進医療というのは実施患者数が非常に少ただ、先ほどからお話し申し上げておりますよ

かない。

ないものが多いのは事実でございます。それから、 未承認、適応外についてもなかなか広がっていな

いというような実情がございます。

ております。 はり保険収載につながっていくというふうに考え 及をしていくという枠組みができれば、それはや から、患者さんの方の申出を尊重して、そして普 そういうものについて当然知ることもございます そうしたものにつきまして、それは患者さんが

ιļ

につながるんですか。 ないですか。患者の申出だったら何で保険収載 福島みずほ君 さっぱり答弁になっていないじ

これが保険収載につながるのか全く分かりません しますよ。 厚生労働大臣が認めれば幾らだってこ ないと言いながら、すぐ先進医療とか言うじゃな を開けるものだと反対をしているわけです。 なぜ れは拡大するんですよ。だから、混合診療に風穴 技術を用いた療養なんて定義次第で幾らでも拡大 れ、どんどん拡大しますよ。だって、高度の医療 いですか。先進医療に限っていないでしょう。こ 療技術を用いた療養」とあって、先進医療に限ら から、先進医療じゃなくて、条文上も「高度の医 し、条文上もその担保は一切ありません。 しかも、局長、問題があると思うのは、 先ほど

医療は百九件中保険収載は八件ということでよろ 先進医療、現行の先端医療の保険収載が、 先端

ことでございます。

しいですね

も、これは、ちょっと数字ですのでお待ちくださ ことをお話しされているんだと思うんですけれど 政府参考人(唐澤剛君) これは先進医療Aの

二年のときには八件保険導入されました、その前 ございます。 ら八件につきまして保険導入をされているわけで それぞれの時点でいろいろございますので、二十 診療報酬改定でございますけれども、そのおよそ ございましたけれども、そのうち二十三が保険導 二十四年の改定のときには、その一年前は八十九 の、一年前の導入では九十でしたけど。それから、 人をされております。 それから、二十六年四月の 年前の時点の六十五という先進医療技術の中か 先進医療Aの保険導入につきましては、これは

でございます。 まだ最近でございますけれども、全体の先進医療 技術、四十ほどございますが、そのうちで薬事承 それから、先進医療Bにつきましては、これは 保険収載済みの技術というのは二という状況

百九件中八件ということでよろしいですね。 政府参考人 (唐澤剛君) 先ほどの保険収載八件は、先端医療の、それは 福島みずほ君を極めて少ないじゃないですか。 合計すればそういう

> 件なんですよ。 だから、保険収載するするするす ると言っているけど、するする詐欺みたいなもの で、それはなっていないじゃないですか 福島みずほ君のまり、百九件中保険収載は八

しませんか。 金持ちしかそれはできないですよ。 国民皆保険壊 いうか、もう混合診療になるわけで、だとしたら できないですよ。だとしたら、それは自由診療と たら特にそうなると思います。 そんなに保険収載 際そうだと思いますよ、保険収載、先端医療だっ ですよ。でも、保険収載目指すと言いながら、実 皆保険の中でやれるし、患者さんの負担も減るん になれば、それは公定価格になってきちっと国民 つまり、私たちが心配しているのは、保険収載

ちょっと減っております。 も、二十三件収載されたときがございます。 Aの方では、午前中の御議論でも出ましたけれど なければいけないハードルがたくさんございます。 かにBは薬事未承認なんでなかなか難しい、越え 政府参考人(唐澤剛君) これは先進医療 確

はございません。 載を目指していくという原則はしっかり立てませ それは私どもはいささかもゆるがせにするつもり んとこれは皆保険の原理を壊してしまいますので、 しかし、いずれにしましても、きちんと保険収

福島みずほ君 保険収載を目指すと言いながら、